

映画倫理綱領

一般財団法人 映画倫理機構

2017年6月 9日制定

2022年5月13日改訂

19世紀末に起こり 20世紀に花開いた映画は、歴史的試練に耐えて映像文化のパイオニアとして 100年にわたり心の原風景とも言うべき喜びを、人々の記憶に刻んできた。そして、21世紀においても、映画が映像文化の中核的存在として人々に支持され、愛されつづけることを願っている。

映画界では、映画が観客や社会に与える影響の大きさを自覚し、1956年、映画人としての責務を果たすべく、映倫管理委員会を独立した第三者機関として、他のメディアに先がけて設立した。そして、法や社会倫理に反し、とりわけ未成年者の観覧につき問題を生じうる映画について、社会通念と映画倫理規程に従い自主的に規制を行ってきた。それは、映画製作者が外部からの干渉を排除して自由に製作できる環境を作るとともに、観客の見る自由を保障し、さらに、次世代を担う未成年者がその成長に際し対応を誤ることのないよう配慮したからである。

この間、2009年に、映倫管理委員会は、内外の環境や人々の意識の変化に対応して名称を映画倫理委員会に改め、映画倫理規程も映画倫理綱領として整備されたが、映画管理委員会 設立 60年を経た今、映画界における自由と自律の仕組みをいっそう確固たるものと

すべく、映画維持委員会と映画倫理委員会を一般財団法人映画倫理機構として法人化した。
新しい映画倫理機構にあっても、映画倫理委員会が独立した第三者機関としての役割を継
続することになり、その役割の基本となる映画倫理綱領の内容をここに確認する。

1 表現の自由

表現の自由は、映画の製作と上映にたずさわるすべてのものにとって、最も重要な権
利である。同時に、そのためにいたずらに他の人権を傷つけるようなことがあってはな
らず、それらを尊重しつつ、全力をあげて表現の自由を確かなものとしていかなければ
ならない。

2 人権の尊重

- (1) 基本的人権の尊重は映画人の最も大切な責務である。
- (2) 人間の尊厳を傷つけるような扱いをしない。
- (3) 男女平等の理念を尊重する。
- (4) 個人や団体の名誉、プライバシー等を尊重する。
- (5) 人種や民族、出身、職業による差別的扱いをしない。また社会的弱者および少
数者の権利を尊重する。

3 未成年者への配慮

- (1) 年齢層に対応した観客の権利を尊重し、その成長を阻害しないよう留意する。
- (2) 次世代に推奨しうる映画を選定するため、映画倫理委員会委員長の諮問機関として「次世代への映画推薦委員会」を設ける。ここで、次世代とは新しい未来を生み出す者、主に未成年と若者をいう。

4 法と政治

- (1) 平和と民主主義を尊重し、これに反する軍国主義、テロリズム等にくみしない。
- (2) あらゆる国の主権を尊重し、元首、国旗、国歌の取り扱いには慎重を期する。
- (3) ゆえなく法令や裁判を否定、ないし揶揄しない。

5 宗教と社会

- (1) 信教の自由を尊重し、ゆえなくこれを軽侮、中傷し、憎悪をかき立てるような表現は避ける。
- (2) 人権の著しい侵害にあたらなにかぎり、それぞれの国や地域の文化的多様性を尊重する。
- (3) 著しく反倫理的な行為を容認するような表現ならびに善良な風俗・習慣を乱し否定するような表現は避ける。
- (4) 動物の生命および自然環境を尊重することの重要さに配慮する。

6 性、暴力、犯罪、薬物などの表現

(1) 性表現 — 性行為にかかわる表現は、観客に限度を超える性的刺激を与えないよう留意する。未成年者の性行為や性的裸体描写には特に留意する。

(2) 暴力表現 — 人命を尊重し、過度に刺激的な残酷描写は避け、詳細な殺傷描写はしない。観客にいたずらに恐怖感、嫌悪感を与えないよう留意する。

(3) 犯罪表現 — 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしないよう留意する。

凶悪な犯罪や非合法の賭博など反社会的な行為を扱うとき、模倣、誘引となる描き方は避ける。未成年者や社会的弱者にかかわる犯罪の描写は最小限にとどめ、殺人、売買春などを美化、正当化するような描写は行わない。

(4) 薬物の扱い — 麻薬や覚醒剤など薬物に関わる描写は控えめにし、肯定的ないし魅力的に取り扱わないよう留意する。薬物などの非合法的な取り扱いに関する詳細な描写は行わない。

7 映画倫理委員会による分類区分

この倫理綱領の精神を実現するため、映倫維持委員会は「映画の区分と審査方針」「映画分類基準」の策定を映画倫理委員会に付託し、映画倫理委員会は映倫維持委員会の承認をへた「映画の区分と審査方針」「映画分類基準」に基づいて、表現の自由を尊重しつつ、すべての映画について、主題および題材とその取り扱い方を審査し、年齢層に対応した分類区分を行う。

8 本綱領の適用

この綱領は、映画館その他の施設において一般公開を企図する映画、および一般に販売・貸出する DVD・ビデオなどに適用されるほか、それらの題名、予告篇、および宣伝・広告等にも適用される。